

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎

被告 国

証拠説明書

令和7年1月29日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 輿 | 水 | 将 | 利 |  |
| 野 | 澤 | 雅 | 宏 |  |
| 古 | 瀧 | 孝 | 明 |  代 |
| 五十 | 嵐 | 雅 | 子 |  代 |
| 内 | 城 | | 良 |  代 |
| 廣 | 田 | 和 | 俊 |  代 |
| 川 | 崎 | 洋 | 史 |  代 |
| 堀 | 川 | 武 | 紘 |  代 |
| 鈴 | 木 | | 剛 |  代 |
| 関 | | 俊 | 吾 |  代 |
| 浅 | 野 | 隆 | 教 |  代 |
| 熊 | 倉 | | 彩 |  代 |

略称は、答弁書等の例による。

| 号証 | 標目 (作成者) | 作成 年月日 | 立証趣旨 |
|------|---|-------------|--|
| 乙93 | 保安事務当直勤務について (令和4年3月28日本件センター長指示第34号) (本件センター長) | 写し R4.3.28 | 本件センターの事務当直者が行う郵便物の事務処理について |
| 乙94 | 送付に係る金品及び仮留金品の取扱要領の制定について (平成23年5月30日付け本件センター長達示第13号) (本件センター長) | 写し H23.5.30 | 本件センターの会計課職員が行う小包の事務処理について |
| 乙95 | 作業導入教育実施記録簿等 (本件センター) | 写し R3.11.11 | 原告が令和3年11月11日にハンドリフター使用作業の作業導入教育等を受けたこと |
| 乙96 | 報告書(令和7年1月23日付け) (本件センター処遇部処遇部門統括矯正処遇官) | 写し R7.1.23 | 原告が、令和3年10月11日から同年11月17日かけて従事していた金属製品製造等作業の作業内容について改めて調査した結果 |
| 乙97 | 診療録 (本件センター医師及び同センター職員) | 写し R4.6.8 | 本件センターにおける原告の診療状況の経緯及び医師の所見等 |
| 乙98 | 被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令 (平成18年5月23日法務省矯医訓第3293号訓令) (法務大臣) | 写し H18.5.23 | 受刑者の髪型の基準等に関する訓令の存在及び内容 |
| 乙99 | 診療情報提供書 (前橋病院) | 写し R3.3.18 | 原告が令和3年3月当時、急性骨髄性白血病の寛解直後であったこと |
| 乙100 | 被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令 (平成19年2月14日法務省矯医訓第816号訓令) (法務大臣) | 写し H19.2.14 | 休養患者の定義等に関する訓令の存在及び内容 |
| 乙101 | テレビ監視付単独室(第2種単独室)へ収容する際の留意事項について (本件センター首席矯正処遇官(処遇担当)) | 写し H24.9.3 | 本内部規程が原告が求めるような「裁量基準」を定めたものではないこと |